学　校　安　全
危機管理マニュアル

（令和７年改訂版）

西和賀町立沢内中学校

＜ 目　次 ＞

Ⅰ　本校における学校安全危機管理の目的　・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　危機発生時における緊急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

Ⅲ　危機の内容による対応や連絡の方法　・・・・・・・・・・・・・　3

Ⅳ　不審者への緊急対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

Ⅴ　学校事故　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　学校事故の留意事項・報告・終息後の対応
　「事故発生時の緊急連絡」

Ⅵ　学校での火災・地震・風水害・ミサイル等　・・・・・・・・・・　8
　1　学校での火災発生
　2　学校での地震（大規模想定）
　3　浸水情報入手時
　4　登下校時における自然災害等への安全確保について
　5　ミサイル発射時の安全確保について
　6　クマ等、害獣の出没時の対応について

Ⅶ　保健・衛生に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
　1　感染症（新型コロナウイルス感染症対応・役割を含む）
　2　食中毒
　3　給食への異物混入
　4　食物アレルギーの誤食事故
　5　熱中症

Ⅷ　登下校時刻変更に関わる連絡方法　・・・・・・・・・・・・・・　２５

Ⅰ　本校における学校安全危機管理の目的

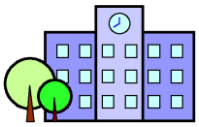

1　危機管理の目的

・　危機発生時に、生徒及び教職員の安全の確保を図るとともに、日常においても、施設の点検等の安全管理に努める。
・　いかなる事態が起ころうとも、組織として取り組むことができる体制を確立する。
・　保護者や地域及び教育委員会等関係機関との連携を強化する。
・　情報の一元化を図る。

2　危機管理の段階

危機の予知・予測

過去に発生した事例から、危機発生の原因や経過等を分析･検討することにより、危機の予知･予測に努める。

また、子どもたちや社会環境、自然環境等の変化にも十分注意を払い、今後新たに発生する可能性のある危機についても想定し、予知･予測に努める。

危機の防止または回避･危機対処の諸準備

日常の生徒及び教職員に対する訓練等を実施するほか、施設･設備に関する定期的な点検等を実施するなど、危機への未然防止に向けた取り組みを行う。

危機発生時の対処

危機が発生した場合、「命を守ること」を最優先し、生徒及び教職員の安全の確保を図るとともに、全職員が一致協力して危機に対処する。また、初期の対応が重要であることを十分に認識し、初動体制を確立する。

危機の再発防止

危機終息時において、危機への取り組み状況を点検し、再発防止に万全を期す。

Ⅱ　危機発生時における緊急対策

事故や事件が発生した直後は、短時間に多くの対応が求められることから、それに戸惑うことなく、本マニュアルにより初動体制を確認し、危機管理にあたること。

1　危機発生時の対応

(1) 直ちに校長及び副校長（不在の場合は、教務主任か生徒指導主事等、必ず中心になって指示にあたる者を置く。）に、何が何処で発生したかを連絡する。
(2) 何を最優先にしてどのように対応するかについて、本マニュアルに従って冷静に判断し、適切に対応する。

2　現地対策本部の設置

(1) 対策本部を設置
(2) 全職員への周知
(3) 情報の収集や分析･判断
(4) 対応方針の決定
(5) 役割分担の指示
(6) 所在を明らかにしておく
(7) 報道機関への対応（窓口は、管理職とする。）

3　正確な情報の収集及び共有化

憶測や風評による無用な混乱を防ぐ。

4　関係機関との連携

教育委員会や警察等の関係機関と常日頃から連携を図り、危機発生時は勿論、平常時においても指導助言が得られるように努める。

5　保護者･地域との連携

保護者や地域と常日頃から連携を図り、協力して生徒を守る体制の整備を図る。

Ⅲ　危機の内容による対応や連絡の方法

危機発生時における対応や連絡については、その内容によって異なるため、事故や事件の状況に応じた的確な対応及び正確で敏速な連絡を行うこと。

不審者への緊急対応

1　状況把握･伝達

・教職員へ緊急連絡
（大声、防犯ベル、火災報知器）

2　隔離･通報

・不審者の侵入を阻止し、空き教室等へ隔離する。
・110番通報
・教育委員会への緊急連絡･支援要請

3　生徒の避難誘導

・防御（暴力の抑止と被害拡大の防止）
・移動阻止
・全校への周知と生徒の掌握
・避難誘導
・教職員の役割分担と連携

4　負傷者がいた場合の対応

・救急車到着までの応急手当
・119番通報
・保護者への連絡
・被害者等への心のケア着手

5　事後の対応や措置

・119番通報
・状況の整理と提供
・保護者等への説明
・心のケア

学　校　事　故

1　救急（応急）措置

・発見者は、生徒の意識の有無･顔色･呼吸･脈拍等を確認し、負傷生徒の応急処置を行う。
・発見者は、周囲にいる者に救急車の出動要請（頭、目、脊髄のけがについては、救急車の要請をためらわない）、校長への連絡、他の職員への応援を依頼する。
・発見者は他の生徒を救急活動の障害にならない場所に移動させる。
・発見者は、負傷した生徒の応急処置をするとともに、速やかに概要を校長及び副校長に報告する。
・担任は、保護者に連絡し、希望する病院があるかどうかの確認をする。
・救急車到着後は、救急隊員に事故発生時の状況や応急処置等の状況等を説明する。
・職員1名は救急車に同乗又は、別途、搬送先の病院に向う。
・状況により、教育委員会及び学校医へ連絡する。

2　状況把握

・教職員は、分担して状況把握に努め、場合によっては児童の指導等にあたる。

学校での火災･地震等

1　初期対応

・火災･地震への対応は、消防計画･安全計画に基づいて、迅速かつ安全に行う。
・火災発見者は直ちに火災報知器を作動させ、発火場所と火災の状況を職員室に連絡する。
・校長は火災の報告を受けたら直ちに 119 番通報し、校内放送により避難指示をする。
・避難指示を受けた教職員は、生徒に対し、落ち着いて避難するように指示し、所定の避難場所に避難する。
・校長は、関係機関に通報し、併せて必要な指示を受ける。

2　避難後の対応

・教職員は、避難場所に移動、人員確認をする。
・負傷者の有無を確認し、応急救護を行う。
・消防･警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。
・生徒の避難後、（安全確認後、）保護者に連絡し、速やかに引き渡す。
・火災発生の経緯や状況を把握し、記録する。

※自然災害についても同様

Ⅳ　不審者への緊急対応

本校は、「校地内に公道がある」「校地裏側から侵入が可能である」等の状況にある。このことをふまえ、不審者対応についてのマニュアルに基づき、組織的に行動すること。

不審者侵入時の教職員役割分担

全体指揮・外部との対応	校　長
不審者への対応	発見者、副校長、教務主任
避難誘導･安全確保	学級担任、授業者
応急手当･医療機関等連絡	養護教諭
電話対応、記録	副校長

不　審　者　へ　の　緊　急　対　応

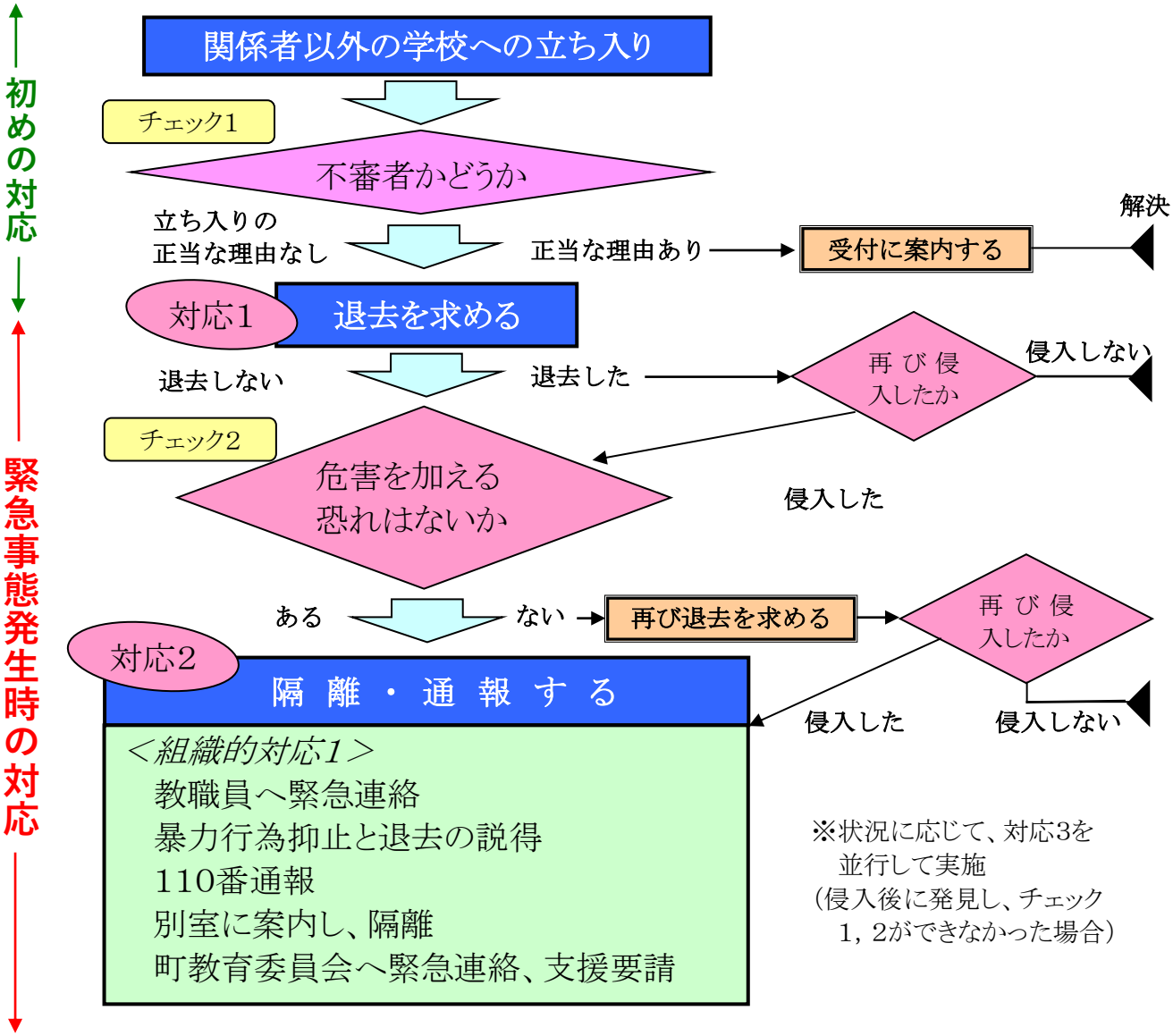

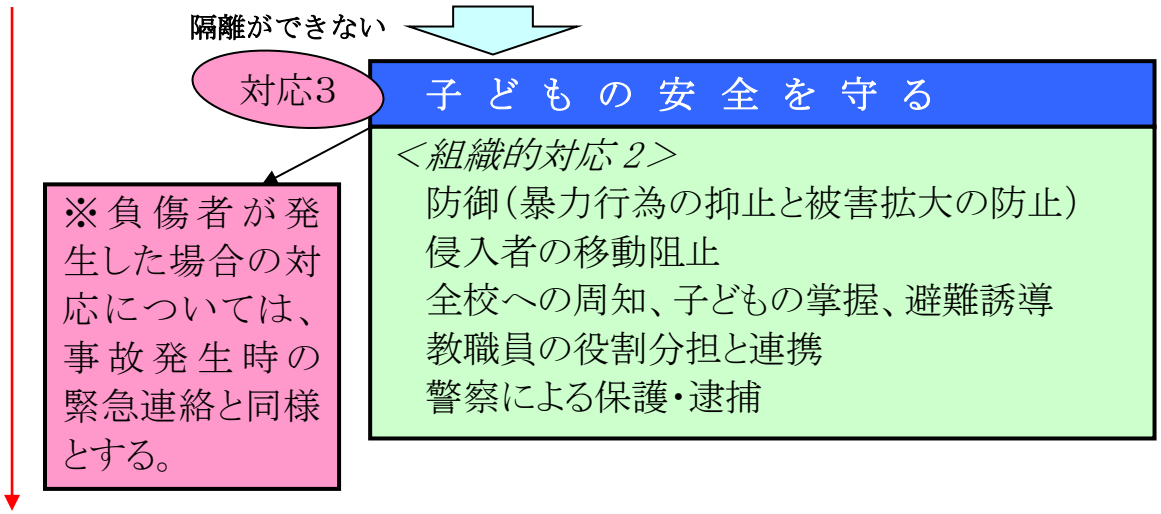

「不審者侵入の防止の３段階のチェック体制」

本校には、校門に門扉が無く施錠ができない。また、防犯カメラの設置がなされていないため、次のようなチェック体制とする。

段階	具体的な方策
A　校　　門	・生徒の登校時には管理職による登校指導と併せて、下校時には部活動顧問（担任、副担任）による下校指導と併せて、不審者への対応、来校者への案内等を行う。 ・授業、諸活動時には、職員室よりの目視で対応を図る。
B　校門から校舎への入口まで	・来訪者の校舎の入口や受付への案内・誘導・指示、通行場所の指定を、A（校門）対応教員により対応する。 ・保護者、業者等へは、あらかじめ周知する。
C　校舎への入口	・入口や受付の指定（職員玄関）・明示、受付での来訪者の確認、名札の着用、体温チェック。 ・生徒昇降口は、登下校時以外は施錠する。

Ⅴ　学校事故

学校事故の対応は、学校と保護者、地域との信頼関係の最も基本となるところである。万難を排し、万全を尽くすこと。子どもがあっての学校である。危機管理の基本である。ことに、最初の一歩を誤らないこと。保護者に対し、常に誠意ある対応を心がけること。

1　学校事故の留意事項

(1) 休み時間などの生徒の動向把握と安全点検の徹底

- 休み時間の事故が多い。(管理職等による日常の見回りの強化に努める。)
- 施設の安全点検の実施。(毎月実施・老朽化がないかどうか。)

(2) 事故発生時の対応について

① 正しい病状の把握と判断

- １人の判断だけに頼らないで、校長･副校長も加わって判断する。
- 頭部や顔面（歯、目)、脊髄などのけがの場合、最悪を想定してすばやく行動。
- 必要に応じて救急車の手配を。躊躇しない。
- 管理下内の学校事故については、学校側から病院まで付き添いをすることを原則とする。
- 当事者（加害生徒等）へのケアも怠らない。

② 病院にて

- 正確な情報把握と校長への報告。保護者への説明。謝罪等。

2　学校事故の報告について

(1) 学校安全互助会の適用を受ける事故の発生（医療機関の診断、治療を要する内容）の場合、教育委員会あて報告（速報）すること。

- 交通事故については、全て報告すること。
- 児童生徒が教育活動に著しく支障をきたす場合（入院、手術、骨折、靭帯損傷、ギブス固定、精密検査、数針以上縫うけが等)
- 社会的な責任問題等、話題性や関心事となるような場合
- 後日問題が発生されることが予想される場合（訴訟、提訴）

(2) 学校からの速報は、町教育委員会で示されている報告様式の記載項目に沿って記述すること。

３　終息後の対応

(1) 原因の究明・再発防止

・ 校長は、事故に関わる情報を整理･記録するとともに、事故原因や問題点を調査し、反省と改善について全職員の共通理解を図り、再発防止に全力を尽くす。場合によっては、PTA 役員会や保護者への説明会を行う。

(2) 支援･援助

・ 校長と関係職員は、負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、災害共済等の手続きについて説明を行う。

(3) 心のケア

・ 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、関係機関との連携を図り、専門家に依頼する等、心のケアを行う。

事故発生時の緊急連絡

西和賀町立沢内中学校
TEL　８５－２１３０
住 所　西和賀町沢内字太田１－１３

事故災害発生

発　見　者

①応急処置

②急　　報

③状況把握

急報の仕方
1　いつ（発生日時）
2　だれが（学年、氏名）
3　どこで（場所）
4　どこを（部位）
5　どうした（状態、結果）

担　　任

校　　長
副 校 長

保健主事

必要に応じ救急車手配
救急車には１～２名同乗
必要に応じ学校医に連絡

＜事故速報＞

保　護　者
・疾病状況を知らせる。
・希望する病院の確認
・来院か来校の有無及び確認
・保険証持参依頼

当事者の保護者
・状況を知らせる。

町教育委員会
TEL　８２－２１１６
FAX　８２－３１１１
＜夜間・休日時＞
西和賀町教育委員会学務課
学務課長　090-9637-6016
課長代理　090-1491-8574
西和賀町教育委員会教育長
090-7323-8050

沢内駐在所
８５－２２１０

西和賀消防署
６２－５３５０

学　校　医
西和賀さわうち病院
８５－３１３１
赤坂歯科　８２－２１２１

近隣医療機関
さわうち協立診療所
８５－３１０１

＊１　事故報告は速やかに行うこと。
＊２　外部への対応は管理職とすること。（窓口の一本化）
＊３　負傷状況を見ていた教職員が付き添い、その後保護者に引き渡すまでは、引き続き付き添うこと。
＊４　保護者全体への緊急通知は、マチコミメールにて行う。（事後、必要に応じて文書配布）

Ⅵ　学校での火災･地震・風水害・ミサイル等

学校での火災･地震への対応は､消防計画･安全計画に基づいて､迅速かつ安全に行うこと。

1　学校での火災発生

(1) 初期対応

- 火災発見者は、直ちに火災報知器を作動させ、発火場所と火災の状況を職員室に連絡する。
- 校長は火災の報告を受けたら、直ちに１１９番通報し、校内放送により避難指示をする。
- 教職員が現場へ急行し、初期消火にあたる。
- 避難指示を受けた教職員は、生徒に対し、落ち着いて避難するように指示し、所定の避難場所に避難する。
- 校長は、関係機関に通報し、併せて必要な指示を受ける。

(2) 避難後の対応

- 教職員は、避難場所に移動、人員確認をする。
- 負傷者の有無を確認し、応急救護を行う。
- 消防・警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。
- 生徒の避難（安全確認）後、保護者に連絡し、速やかに引き渡す。
- 火災発生の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し、記録する。
- 校長は、火災事故が終息するまで、人的・物的な被害状況等について、教育委員会に報告する。
- 校長は、火災事故が終息した場合は、事故の概要を取りまとめ、文書で教育委員会に報告する。(財産事故報告、学校事故報告)

2　学校での地震（大規模想定）

(1) 状況把握

- 生徒の人的被害（安否）を確認する。
- 施設･設備･通信手段の被害状況を確認する。
- 学校周辺の被害状況及び避難場所を確認する。

(2) 救急（応急）措置

- 防災体制を速やかに整え、救護活動と安全で的確な避難誘導にあたる。
- 発火物の適切な処置と確認をする。
- 通信手段の確保を図る。

(3) 関係機関との連携

- 警察（１１０番)、消防（１１９番)、医療機関との連絡体制の確保を図る。

(4) 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- 人的被害の的確な情報収集と確認を行う。
- 施設･設備被害の的確な情報収集と確認を行う。
- 報道機関等外部への情報提供には、管理職があたる。

(5) 保護者及び教育委員会への連絡･報告

- 生徒の保護者へ速やかに連絡する。
- 教育委員会に速やかに報告する。

（震度４以上は、必ず報告、震度３以下は、被害があった場合に報告のこと。）

- 生徒の避難終了後（安全確認後)、保護者に速やかに引き渡す。

地震等発生時の初動対応

状　況	教　　職　　員	生　　徒
緊急地震速報 ・地震発生	・ 児童生徒に的確な指示を行うとともに、出口を確保する。	・ 教職員の指示に従って､身体を守る。 ○ 家具は絶対に手でおさえない。 ○ ゆれがおさまってから火を消す。 ○ ダンゴムシ､サルのポーズで机やテーブルの下にかくれる。
地震の ゆれ終息	・ 避難場所に誘導する。 ・ 避難後、生徒の安否確認を行う。	・ 避難場所であるトレセンに移動する。 ○ 負傷者がいる場合は､お互いに助け合う。
避難完了	・ 学校防災本部を設置する。 ○ 校長または副校長の指示で動く。不在の場合は教務主任等が担当する ○ 電源の確保 ○ 家庭への連絡（マチコミ） ○ 引き渡しと判断した場合は、保護者に直接引き渡すか、先生方で送る。	・ 帰宅する場合は、保護者と帰宅する。 ・ 保護者と連絡が取れない場合は学校または避難場所で待機する。

教職員の初動対応

<table>
<tr><th></th><th>地震発生
（震度５弱）</th><th>地震発生
（震度５強）</th><th>地震発生
（震度６弱以上）</th></tr>
<tr><td>校長･副校長</td><td>ただちに参集</td><td>ただちに参集</td><td rowspan="2">ただちに参集</td></tr>
<tr><td>その他の教職員</td><td>待機</td><td>待機</td></tr>
<tr><td>災害対策本部等</td><td>警戒本部</td><td colspan="2">災害対策本部設置</td></tr>
</table>

３　浸水情報入手時

学校で浸水情報を入手した際は、可能な限りの詳細の収集と情報提供を迅速に行うこと。

(1) 状況把握
- 浸水地域・被害状況を確認する。
- 施設･設備･通信手段の被害状況を及び避難場所を確認する。

(2) 対応の準備
- 通信手段の確保を図る。

(3) 関係機関との連携
- 教育委員会、災害警戒本部または災害対策本部、警察（110 番)、消防（119 番）との連絡体制の確保を図る。

(4) 情報の収集と一元化
- 人的被害の的確な情報収集と確認を行う。
- 施設･設備被害の的確な情報収集と確認を行う。
- 災害警戒本部または災害対策本部への情報提供には、管理職があたる。

(5) 保護者への連絡･報告
- 生徒の保護者へ速やかに連絡する。
- 学校から下校が必要な場合、徒歩の生徒は地区ごとにまとまり、職員が引率をする。保護者が迎えに来る生徒は速やかに引き渡す。
- 職員による安全確認を行う。

浸水情報入手時の初動対応

状　　況	教　　職　　員	生　　徒
浸水情報の入手	○受付者は情報を確認する。 ①情報提供者名 ②浸水地域 ③周囲の道路状況	○教職員の指示を待つ。
浸水情報の共有と指示	○校内体制を決定する。 ○保護者へメールを配信する。 ○関係機関へ情報提供及び収集をする。	○必要に応じて下校の準備をする。
下校指示	○学校防災本部を設置する。 ○校長または副校長の指示で動く。不在の場合は教務主任等が担当する。 ○電源を確保する。 ○家庭へ連絡（マチコミ）をする。 ○学校付近の安全が確認されている地区の生徒は教職員が引率してまとまって帰宅する。保護者に引き渡す場合はその確認を確実にする。	○徒歩通学者で、安全が確認できている地区の生徒は教職員の引率でなるべく集団で帰宅する。 ○保護者が迎えにくる生徒は保護者と一緒に帰宅する。 ○保護者と連絡が取れない場合は学校または避難場所で待機する。

教職員の初動対応

状　　況	ア　次の警報が発表され、校長が必要と認めたとき ○大雨警報　○洪水警報 ○暴風警報　○大雪警報 ○暴風雪警報 イ　軽微な冠水、土砂災害が発生し校長が必要と認めたとき ウ　その他、校長が必要と認めたとき	ア　次の特別警報が発表されたとき ○大雨特別警報　○暴風特別警報 ○大雪特別警報　○暴風雪特別警報 イ　記録的短時間大雨情報が発表されたとき ウ　土砂災害警戒情報が発表されたとき エ　河川の氾濫、土砂災害が発生するおそれがあり校長が必要と認めたとき オ　その他、校長が必要と認めたとき
校長･副校長	ただちに参集	ただちに参集
その他の教職員	待　機	
町の災害本部等	災害警戒本部設置	災害対策本部設置

☆ 自然災害発生時の教職員の参集

(1) まずは身の安全

災害が起きたらまず、自分自身の身の安全を図ってください。

自宅等の場合は、家族への対応、家庭内の措置等をした上で、参集してください。

(2) 参集にあたって

学校からは、携帯電話、メール、マチコミ等を利用して連絡をします。

☆ 大規模災害発生時の動きと避難所

○ 大規模な災害（大雨、地震、津波等）が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「西和賀町災害時応急活動マニュアル」に従って動く。

○ 沢内中学校は、三次避難施設となる。基本的に避難所は「第二体育館」となる。第二体育館開放のためのカギは、体育館入口付近のダイヤル式キーボックスへ保管しておく。緊急時の開錠は、校長、太田区行政区長、太田地区防災会、ぶなの園（防災担当職員）とする。

※ 太田地区　　一次避難施設 ＝ 太田公民館、太田地区公民館（開発総合センター）

　　二次避難施設 ＝ 太田地区公民館（開発総合センター）

※ 一次避難施設（指定緊急避難場所）：災害が発生し、避難が必要なときに最初に避難する施設

二次避難施設（指定避難場所）：災害規模が大きく、広域的な場合の避難施設

三次避難施設：二次避難施設での不足が生じたときに使用する避難施設

4　登・下校時における自然災害等への安全確保について

(1) 普通登校が難しい又は困難な場合

① 気象情報等により、前日に明日の対応について校長･副校長･教務主任等が協議する。「登校を遅らせる、又は休校する等」の判断の時は、全職員及び保護者にその日のうちに連絡をする。（保護者への連絡は、緊急連絡網を用いる。）

② 当日の朝に判断を求められる場合は、校長･副校長･教務主任等が 6:30 に協議する。「登校を遅らせる、又は休校する等」の判断の場合、全職員及び保護者にすぐに連絡をする。

③ 保護者の判断により、登校を遅らせる、又は欠席させる。

④ 生徒や職員の状況、施設・設備、学区内の状況を把握し、教育委員会に報告する。（担任は、生徒の状況を朝のうちに把握し、副校長に報告する。）

(2) 普通下校が難しい又は困難な場合

①校長･副校長･教務主任等が協議し、下校を遅らせる。又は早める。その場合、「保護者等に迎えに来ていただく」及び「担任が送っていく」等の措置をとる。

②保護者の判断で迎えに来ていただく。

５　弾道ミサイル発射時の安全確保について

	在校時	登下校時	校外学習（活動）中
緊急情報 （Ｊアラート）	◆放送を入れる（副校長） 「ミサイル発射情報がありました。落下の可能性があります。身を守る準備をしなさい。」 ◆生徒の安全確保（全教師） ○校舎内外での声掛け ・外にいる生徒は校舎内へ ・窓、カーテンを閉める ・机の下に避難 ・生徒への寄り添い	◆安全確保（各自） ○バス乗車時 ・運転手の指示に従う ○歩行時（自転車） ・近くの建物へ避難 （避難場所がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せる） ・頭、首の保護	◆生徒の安全確保（全教師） ○室内にいる場合 ・できるだけ窓から離れる。 ・窓、カーテンを閉める。 ・頭、首の保護 ○屋外活動中の場合 ・頑丈な建物がある場合は屋内に避難する。 ・身を隠す場所がない場合は、地面に伏せる。
ミサイル通過後	①近くに着弾した場合 ・生徒の安否、被害状況を確認し、管理職へ報告する。 ・負傷者の応急手当を行う。 ・窓は開けない。 ②一斉下校を行う場合 ・マチコミメールにより保護者等へお知らせする。 ・教職員は、通学路の安全点検、下校の引率を実施する。 （分担：地区担当） ・下校時刻に保護者が迎えに来た場合は、引き渡す。 ・下校後、家に誰もいない生徒に関しては、保護者が迎えに来るまで学校に待機させる場合がある。 ◆通過した場合 ・町教委から特に指示がない場合は、生徒の様子を見ながら、授業を再開する。	①近くに着弾した場合 ・着弾場所に近い場合は、自宅、または学校、公共施設など、安全に避難できる場所へ移動する。 ※学校以外に避難した場合は、「安否の状況」「避難している場所」を学校へ報告する。 （８５－２１３０） ②被害がない場合 ・安全を確認しながら登校、または下校をする。 下校した場合は、学校へ無事である旨の連絡を入れる。	①近くに着弾した場合 ・生徒の安否を確認し、学校へ報告する。 ・負傷者の応急手当を行う。 ・被害状況により、消防、救急に連絡する。 ・副校長はマチコミメールにより保護者へ状況を連絡する。 ②被害がない場合 ・学校へ状況を報告・相談し、活動続行の可否等の指示を学校長から受ける。 ・副校長はマチコミメールにより保護者へ状況を連絡する。

1　登校前にミサイル発射情報（Ｊアラート）があった場合

生徒用

自宅で待機する。（窓から離れる。窓のない部屋があれば、そこへ移動する。）

・ミサイル通過情報
・落下場所等の情報
・西和賀町周辺への落下情報

・教育委員会と学校での対応協議
・教職員での対応確認

学校からの一斉メール、または電話連絡による指示を待つ。
「自宅待機」、「臨時休校」、「登校」等

2　登下校中にミサイル発射情報（Ｊアラート）があった場合

○近くのできるだけ頑丈な建物に避難する。
○近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭を守る。
} 避難解除まで

○「避難解除」の情報が確認されたら、登校、または下校を再開します。
○学校から確認情報のメール、または電話が入ります。

先生方が地区の見回りをして生徒の状況を確認します。

3　学校管理下でミサイル発射情報（Ｊアラート）があった場合

屋内の場合

・できるだけ窓から離れる。
・頭部を守るために伏せたり、机の下に隠れたり工夫する。

屋外の場合

・速やかに校舎内へ避難する。
（学校から遠い場合は、近くのトレセンや役場など施設に避難する。）
・できるだけ窓から離れる。
・頭部を守るために伏せたり、しゃがんだり工夫する。

・教職員は、生徒の安全を最優先しながら情報収集を行います。
・学校は、マチコミメールや電話等により状況や対応を確認します。

4　校外学習等の外部でミサイル発射情報（Ｊアラート）があった場合

・管轄する区市町村の指示に対応に従います。

・教職員は学校へ安否の報告を入れます。

・学校が対応について相談･指示を出します。

・学校が各家庭へ安否情報をお知らせします。

６　クマ等、害獣の出没時の対応について

基本対応	○　発見情報 → 付近の生徒の避難誘導(建物内へ) → その後、管理職への報告 ○　ガルーン掲示板の確認(事務) ○　近隣住民、保護者等からの通報 } 管理職へ報告	○　管理職、教務主任、生徒指導主事で対応を検討 ○　徒歩、自転車での登下校を避ける ○　屋外での活動中止 ○　生徒、保護者、関係機関への連絡 ○　学務課、農林課への連絡 (要請:電話　　報告のみ:ガルーン)

【対応の概要】

クマ等の出没情報

↓

発見･受信者 ⇒
〔情報の確認〕
・目撃時刻、場所
・状況（頭数、大きさ、進行方向等）
・情報提供者氏名

↓

校　長
副校長(保護者連絡)
教務主任(SB 対応) ⇒
〔情報の共有〕
・管理職：状況に応じ、学務課、農林課等と連絡を取り合い判断
・校内体制の決定
↳ 教職員へ伝達
・保護者への連絡
↳ マチコミメール
・関係機関への情報提供

↓

教職員
(生徒への指示、巡視)

↓

生　徒

〔登校時〕
・自宅待機等の指示
〔学校活動時〕
・屋内へ避難指示
〔下校時〕
・保護者連絡後、それぞれの生徒への対応
(SB で下校、迎えが来るまで待機、連絡があるまで待機等)

〈連絡方法〉

マチコミ配信
学校 ⇒ 保護者
・登下校の手段、時刻等の変更等配信
・「ﾏﾁｺﾐｱﾝｹｰﾄ」を利用しての確認

関係機関への情報提供
学校 ⇒
・教育委員会学務課
82-2116
・主任運転手(刈田)
080-7854-1185
・農林課
85-3415
・沢内小学校
85-2010

【その他】

- クマ等の出没が懸念される期間は、クマ鈴の携行や保護者送迎をお願いする。
- 必要に応じて、登下校時刻に合わせて職員の巡回を行う。
- 生徒への安全指導の徹底

クマの場合	・朝夕が出没しやすい。　　・クマ鈴等、音の出るものを携行する。 ・出会った際 → 急な行動(大声、逃げる等)をとらない。 クマに背を向けず、ゆっくり後退しながら距離をとる。

Ⅶ　保健・衛生に関する事項

保健･衛生に関する事項については、過去の事例等から想定される事項を洗い出し、日常における未然防止のための対応を十分行うとともに、事故発生の場合は、速やかに適切な対応を行うこと。

1　感　染　症

(1) 状況把握

- 校長は、日常の健康観察等により、生徒の欠席状況や罹患状況を把握する。
- 校長は、地域内における感染症の発生･流行状況の把握に努める。
- 副校長（担任）が窓口となり、情報収集と情報の整理を行い、校長へ報告する。

(2) 救急（応急）措置

① 家庭から感染の連絡があった場合

- 家庭から担任に感染の連絡があった場合は、担任は①感染症名、②感染の日時と場所、③接触者の有無、④保健所（病院）からの指示の内容等についてプライバシーに配慮しながら可能な範囲聞き取り、副校長へ連絡する。

② 学校で感染が確認された場合

- 感染した生徒及びその疑いがある生徒には、保護者に連絡し、家庭での安静及び医療機関での適切な治療が受けられるように指導する。

③ 感染への措置

- 校長は、欠席率が通常の欠席率より高くなった時又は、感染者が急激に多くなった時は、状況（学級全体、学校全体、地域の流行状況）を把握し、学校医の指導を得て、教育委員会と相談した上で出席停止、臨時休業（学級閉鎖、学校閉鎖）の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携（連絡・調整、指示）

① 情報共有

校長は、学校医、教育委員会との連携、情報交換に努める。

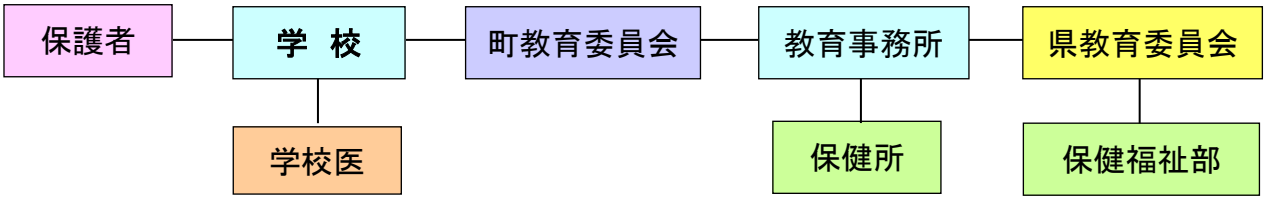

② 学校の対応フロー（基本）

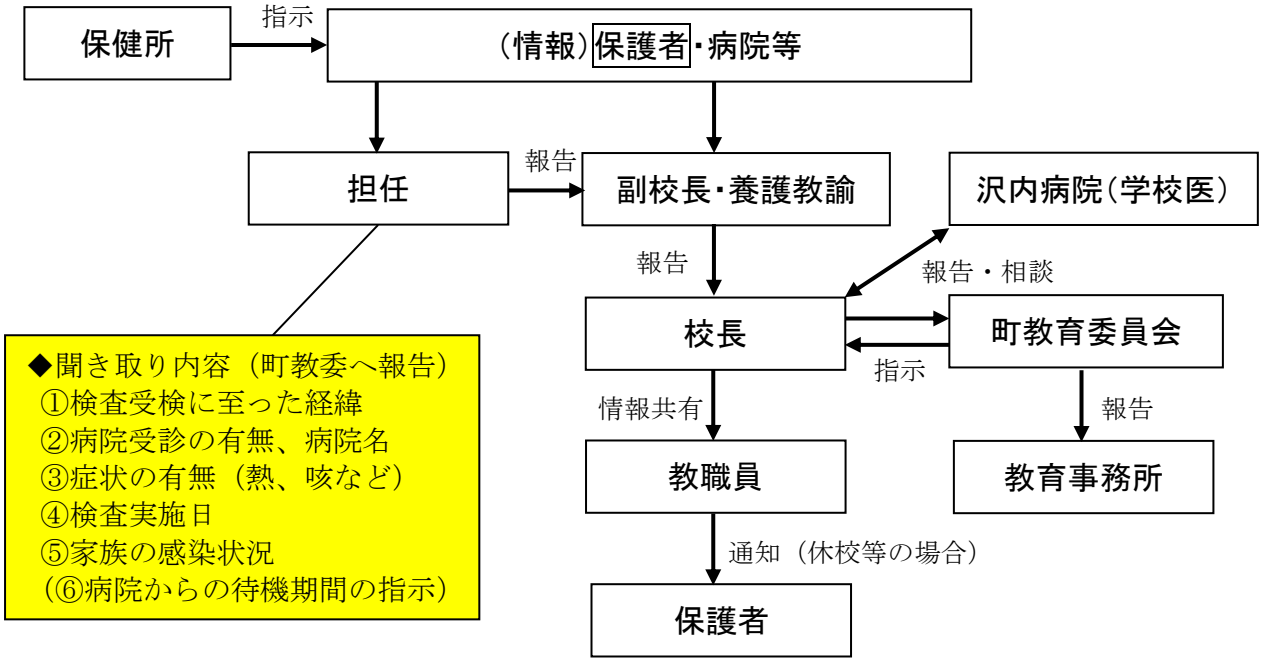

＜役割とその内容＞ ※ 状況によって、それぞれの役割のフォローに入る可能性があります。

校長	副校長	養護教諭	担任・学年	教科担当	教育支援員・用務員等
町教委への報告（口頭）	校長への感染概要の報告	担任からの報告に基づく様式1の作成と学務課への提出	家庭からの感染状況の概要聞き取り ※ 上記吹き出し	オンライン授業を希望する場合の対応	担任・教科担当のフォロー
町教委からの指示確認、教職員への指示	休校等の際の通知文書（案）作成		待機期間について保護者と相談し決定		
学校医への相談	休校等の際のお知らせメール発出		オンライン授業実施の確認と対応		
休校・部活動等実施の判断	担任・学年不在の際の代わりの対応		毎日の体温確認と様子の確認		

(4) 情報の一元化（報道機関への対応）

- 窓口を校長及び副校長とし、混乱を避ける。

(5) 終息後の対応

- 校長は、学校医、保健所等から感染症に関わる情報を整理し、保健管理、保健指導を行う。
- 事後措置の報告を教育委員会に行う。

(6) 予防措置

- うがいや手洗いの励行、マスクの着用゜等、一般的な予防法の指導を徹底する。
- 感染症予防についての保健指導を徹底する。
- 生徒の日常の健康の保持・増進対策を行う。

２　食　中　毒

(1) 状況把握

- 校長は、生徒の欠席状況や異常の有無などの状況を把握する。
- 校長は、学校医、保健所、医療機関等からの状況の把握に努める。

(2) 救急（応急）措置

- 校長は、生徒の健康状況に応じ、当日の学校運営の措置を講ずる。(出席停止、臨時休業)
- 校長は、事後の計画を立て、健康診断、消毒等の予防措置をとる。
- 校長は、原因と思われる全ての食品の廃棄禁止、生徒の嘔吐物の保存措置をとる。

(3) 関係機関との連携

- 校長は、速やかに教育委員会に第一報を入れるとともに、学校医、保健所に連絡する。
- 校長は、対策委員会を設置し、学校･家庭･地域及び専門機関が一体となって取り組める体制を作る。
- 校長は、保健所の指示に従い、検査や調査に前面的に協力し、立ち入り検査には的確に対応する。
- 校長は、速やかに教育委員会に報告を行い、状況の変化に応じて続報を入れる。
- 保護者に対しては、PTA 役員会、保護者説明会等を設け、状況を説明するとともに、必要な調査の協力を依頼する。

(4) 情報の一元化（報道機関への対応）

- 窓口を校長及び副校長とし、混乱を避ける。
- 職員の役割分担を明確に指示し、生徒の健康状況の把握、関係機関への対応の記録等の収集にあたる。

(5) 終息後の対応

- 食中毒の発生原因については、関係機関の原因究明に協力し、その原因除去、再発防止に努める。
- 校長は、情報を整理し、食中毒の原因を調査して、状況報告書等を作成し、教育委員会に提出する。併せて、事後措置の報告を行う。
- 重症の生徒には、登校後もその健康状況に注意する。
- 生徒に対して、食中毒の正しい知識、手洗いの励行、衛生習慣の徹底等の健康管理に対する指導を行う。

(6)　予防措置

- 手洗いの励行等、一般的な予防法の指導を徹底する。
- 食中毒予防についての保健指導を徹底する。
- 生徒の日常の健康の保持･増進対策を行う。

3　給食への異物混入

(1) 応急対応

- 担任は、生徒の負傷の有無を確認し、校長に報告する。
- 校長は、直ちに校内放送等を使い、給食を中断するように指示をする。

(2) 状況把握

- 校長は、異物発見時の混入の状態、異物の大きさ等を確認し、現物を保管する。
- 校長は、食品搬送・搬入に携わった者と搬送・搬入状況（時刻等）を確認する。
- 異物混入のあった組（立ち入り検査）以外でも、残った者に異常がないか各担任が確認し、後片付けをする。
- 来校者の確認をする。
- 校長は、翌日以降の給食の中止、又は献立変更について対応策を検討する。

(3) 関係機関との連携

- 校長は、速やかに教育委員会に第一報を入れるとともに、警察、保健所に連絡し、今後の対応策についての指導･助言を得る。
- 校長は、対策委員会を設置し、学校･家庭･地域及び専門機関が一体となって取り組める体制を作る。
- 校長は、警察や保健所の指示に従い、検査や調査に前面的に協力し、立ち入り検査には的確に対応する。
- 校長は、速やかに教育委員会に報告を行い、状況の変化に応じて続報を入れる。
- 保護者に対しては、PTA 役員会、保護者説明会等を設け、状況を説明するとともに、必要な調査の協力を依頼する。

(4) 情報の一元化（報道機関への対応）

- 窓口を校長及び副校長とし、混乱を避ける。
- 職員の役割分担を明確に指示し、生徒の健康状況の把握、関係機関への対応の記録等の収集にあたる。

(5) 終息後の対応

- 関係機関の協力を得て原因究明にあたる。
- 校長は、情報を整理し、原因を調査して、状況報告書等を作成し、教育委員会に提出する。併せて、事後措置の報告を行う。

(6) 予防措置

- 食品が搬入されてから、担当者が監視にあたる。（空白の時間がないようにする。担当者が離れる場合は、配膳室の確実な施錠を行う。）
- 日常の管理（搬入時間、保管方法）について確認する。
- 万一、事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。

4　食物アレルギーの誤食事故

(1) 応急措置

- 養護教諭等は、アレルゲンを誤食した（触れた、吸い込んだ）可能性及び症状が進行する可能性を念頭に置いて、体調の変化を観察する。
- 内服薬やエピペン所有者の場合は、いつでも対応できるように準備する。

(2) 状況把握

- 校長は、学校内での役割分担の確認及び指示をする。
- 発見者は、生徒から離れずに観察し、助けを呼ぶ。
- 給食時間や調理実習等において誤食がなかったか確認する。

(3) 関係機関との連携

- 共同調理場に連絡し、使用食材の確認をする。
- 症状が進行した場合は、必要に応じ、救急車を要請する。

(4) 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- 校長は、職員の役割分担を明確に指示し、児童の健康状態や誤食の状況等の収集に努め、的確な対応を図る。
- 関係機関、報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職とし、混乱を避ける。

(5) 保護者、教育委員会への連絡

- 当該生徒保護者へ連絡する。
- 校長は、速やかに町教育委員会に第一報を入れる。

(6) 危機終息後の対応

① 原因の究明

- 誤食の発生原因について、その原因除去、再発防止に努める。
- 情報を整理し、原因を調査して状況報告書を作成し、町教育委員会に提出する。

② 心のサポート・ケア

- 当該生徒及び保護者の意向を確認したうえで、アレルゲンを誤食することが人命に関わる事であり、当該生徒が誤食しないようみんなで見守ることを確認する。

③ 再発防止

- 共同調理場との連携、対応食等の適切な配付等の確認
- 症状が進行せず通常に戻った場合も、ﾋﾔﾘﾊｯﾄ事例として町教育委員会へ報告する。

(7) 危機の予防対策

- 学校・保護者・調理場内の連携及び共通理解を十分に図る。
- アレルゲンとその対応について、事前に複数で確認を行う。
- 万一、事故が発生した場合に備え、連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示等により、対応が確実にできるようにする。

5　熱　中　症

(1) 暑さ指数（気温）ごとの判断や対応の目安

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 気温 ℃	分類	管理職	学校行事等担当者	担当者（学級・教科担任、部活動顧問等）
31	27	35	ア 屋内外で身体を動かす活動 （運動会、体育授業、部活動、校外活動等）	**運動は原則中止** ○原則中止を検討、指示 （休止、延期、プログラム変更等を含む） （体育授業は、活動場所及び内容の変更）	①生徒等の健康状態について情報収集 ②会場の環境状態について把握 ③行事等の中止について、管理職に判断を仰ぐ	①活動の一旦休止を指示 ②生徒等の健康状態の把握 ③会場の環境状態の確認 ④学校行事等の責任者に報告
			イ 屋内の活動 （全校集会、終業式、始業式、講演会等）	**厳重警戒（激しい運動は中止）** ○原則実施形式の変更もしくは中止を検討、指示 （激しい運動は避け、10~20分おきに休憩・水分補給）	①生徒等の健康状態の把握 ②会場の環境状態の把握 ③実施形式の変更もしくは中止について、管理職に判断を仰ぐ	
28	24	31	ア 屋内外で身体を動かす活動 イ 屋内の活動	**警戒（積極的に休憩）** ○原則活動時間の短縮等（*環境の変化を含む）を検討、適宜必要な指示 （30分おきくらいに休憩、水分補給する。）	①生徒等の健康状態の情報収集 ②会場の環境状態の把握 ③活動時間の短縮等について、管理職に判断を仰ぐ	①生徒への体調把握・管理を指示 ②生徒等の健康状態の観察 ③会場の環境状態の確認 ④学校行事等の責任者に報告
25 21	21 18	28 24	ア 屋内外で身体を動かす活動 イ 屋内の活動	**注意（積極的に水分補給）** ○状況把握に努め、適宜必要な指示 （熱中症の兆候に注意し、積極的に水分補給する。）	①暑さにより体調不良の生徒等がいれば、状況を把握 ②会場の環境状態の把握 ③状況を管理職に伝える	①生徒への体調把握・管理を指示 ②生徒等の健康状態の観察 ③会場の環境状態の確認 ④学校行事等の責任者に報告

＊「環境の変化」…　グラウンドでは水撒き、プールではオーバーフローを行う　等。

(2) 運動会・体育授業・運動部活動等での対策

① WBGT 値、気温等を把握し、内容や量を変更したり、休憩を入れたりできるよう、健康を最優先した無理のない計画を立てる。
② 当日においても、WBGT 値を随時測定し、内容について変更や中止、涼しい場所への避難など柔軟な対応を行う。
③ 水筒持参、テント設営、水撒き等の配慮を行う。
④ 水分補給を行うため、必要に応じて給水タイムを設定(50 分を超える活動の時は必ず)し、教職員が生徒の給水状況を確認する。
⑤ 体調不良者への対応のため、教職員の配置と情報の伝達方法をあらかじめ決めておく。
⑥ 不調を感じた生徒がいた場合、すぐに涼しい場所(エアコンが効いた場所等)に移動させ、適切な応急手当を行うとともに、必要な場合は救急搬送を行う等の対応をとる。
⑦ 教職員は生徒の観察を絶えず行い、体調不良等をいち早く発見できるように努める。

(3) 熱中症予防

・ 熱中症警戒アラート発表「有」

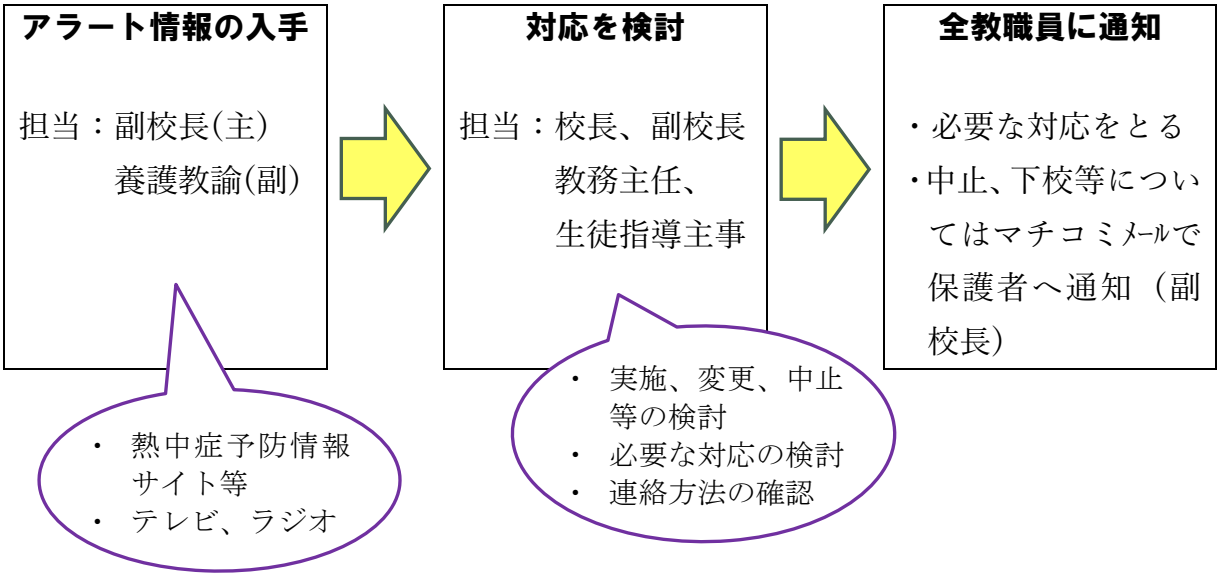

・ 基本（アラート発表無でも）

① 登校時、昼食時、帰りの会時にアラート情報の入手
② 屋外での活動、屋内外での身体を動かす活動の際は、担当者が WBGT 測定器を持参し測定をする ➡ 値が高い場合、対応を検討
③ アラート発表時、事前の WBGT 測定値が高い場合は、活動中もその変化に十分に留意する

(4) 熱中症への対応

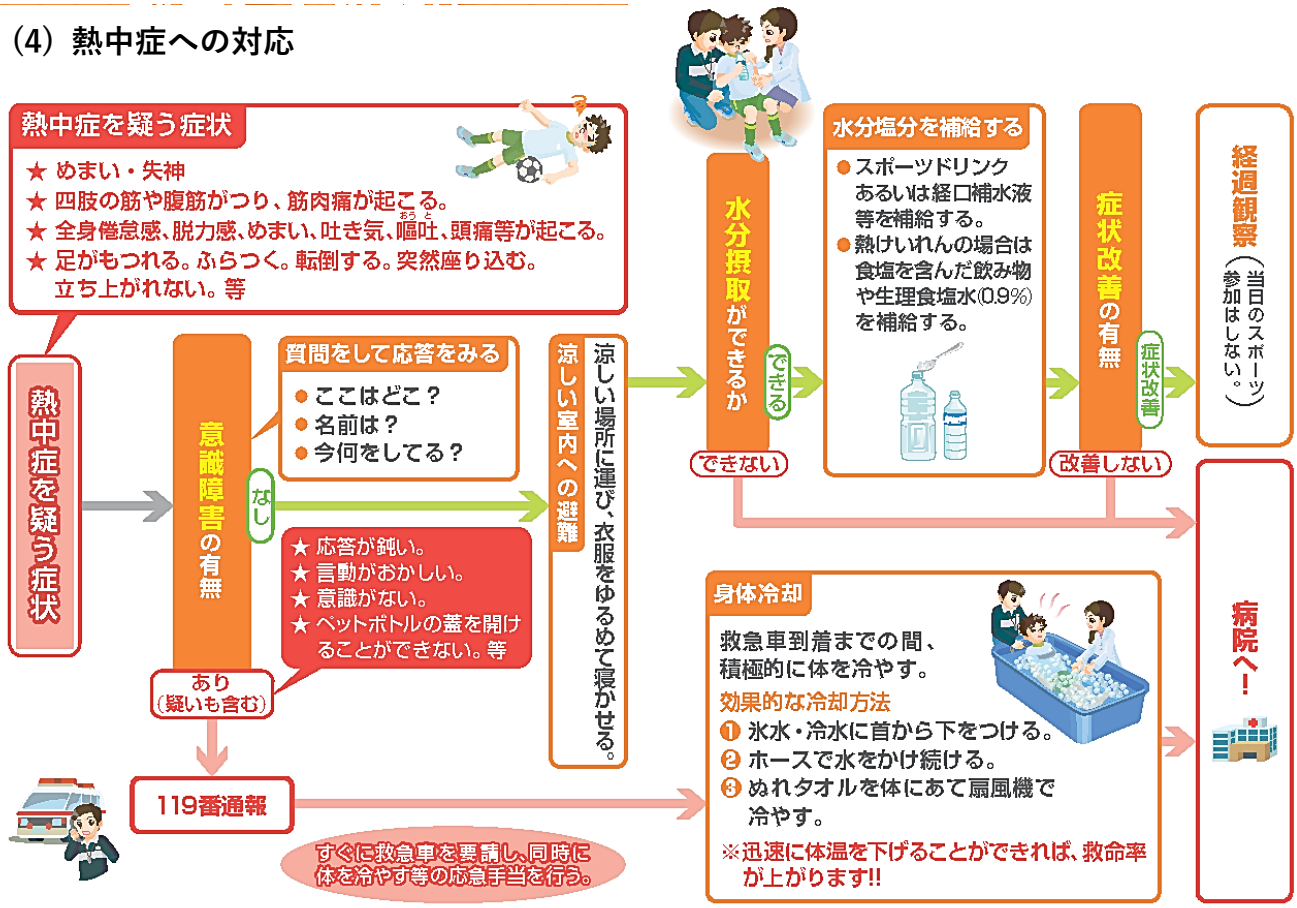

令和２年度スポーツ庁委託事業「スポーツ事故対応ハンドブック/熱中症への対応」より

(5) 校内救急連絡体制

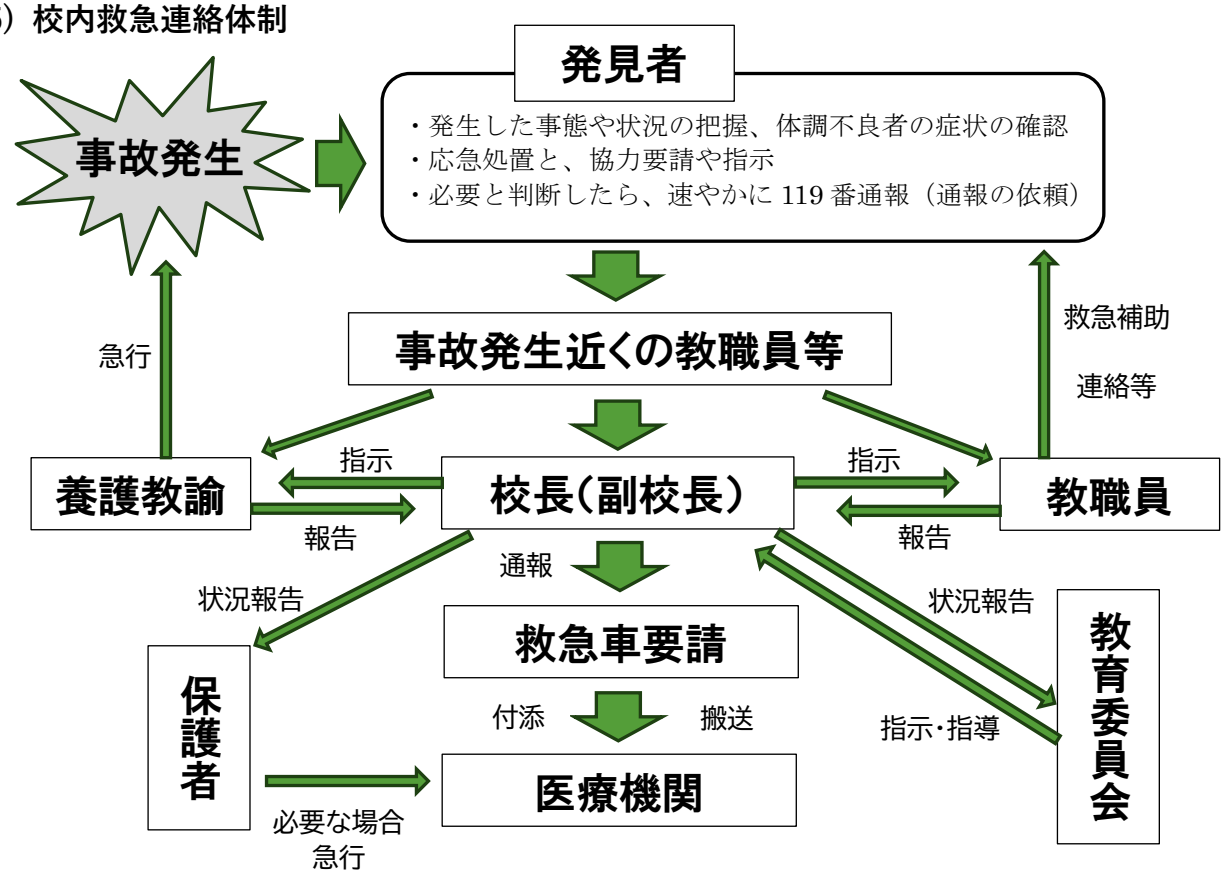

Ⅷ　登下校時刻変更に関わる連絡方法

天候の悪化や自然災害、クマ等の出没等により、急遽登下校時刻を変更し、自宅待機または保護者の迎えをお願いする場合の保護者への連絡方法は、以下のとおりに行う。

1　教育委員会学務課（主任運転手）への連絡

(1) スクールバスの運行変更が可能か確認する。

(2) 変更する運行時刻、可能台数を確認する。

・ 原則、副校長が連絡を取り、職員への周知徹底、保護者への連絡を行う。副校長が不在の際は教務主任が行う。

2　保護者への連絡

(1) スクールバスの運行変更が可能となったら、速やかに保護者へマチコミメールを使って連絡する。（副校長）

(2) 変更する運行時刻、運行可能経路を連絡する。

(3) 下校時については、次の通りのメールを送信し、保護者の対応を確認する。

★ 天候の悪化やクマ出没等の危険があった場合、保護者に迎えに来ていただくよう「マチコミ」で配信する。

(1) マチコミメールの「アンケート」を利用して配信。

(2) 「アンケートに回答する」をクリック。

(3) 選択肢から回答を１つ選びクリック。

(4) アンケートの回答を見て、生徒を下校させるか学校待機にするかを決定する。

※ 保護者がすぐに迎えに来れない場合、学校へ電話連絡をお願いする。

※ 保護者がメールを見ていない等、下校時刻までに連絡がない場合は、学校に待機させておく。（学校から保護者へ電話連絡で確認。）

基本的なメール（アンケート）の内容は以下のとおり。

例：（例文）天候悪化ため、学校または SB 降車口まで迎えをお願いします。

アンケートに回答する

① 学校まで迎えに行く。
② SB 降車口まで迎えに行く。
③ 30 分以内に迎えに行くので学校で待機させる。
④ 迎えに行けないので電話連絡する。